令和８年（フ）第３２４号
岐阜県各務原市大野町２丁目224番地１（グループホーム　ハートいなば）
債務者　石榑　民雄（法定代理人成年後見人社会福祉法人各務原市社会福祉協議会）
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第５７６号
静岡市清水区小芝町３番13号　ゆとり荘Ａ104、旧住所静岡県富士市柚木125番地の４コーポ久能102号
債務者　三宅小夜子
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６０１号
兵庫県尼崎市南塚口町６丁目10番36―401号、前住所兵庫県尼崎市上ノ島町３丁目６番６―504号
債務者　長谷川和男
１　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第９５５号
宮城県黒川郡大和町吉岡字西原９番地の23
債務者　原　　明成
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１０７９号
宮城県岩沼市土ケ崎二丁目２番28―205号（従前の住所）宮城県石巻市大橋三丁目３番地５グリーンメゾン大橋Ａ201号
債務者　鈴木　　渚
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１０５号
仙台市泉区七北田字東裏68番地の２　ニューシティ11―202
債務者　田中　諒祐
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２７号
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字大平359番地４
債務者　佐藤　冬香
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

令和８年（フ）第２７１号
茨城県つくば市上郷7221番地３
債務者　馬場　翔也（旧姓櫻井）
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第８２号
長野県佐久市岩村田1877番地７　ハイツ上野１号室
債務者　菅原ひろ美
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第４７０９号
大阪府枚方市長尾西町２丁目59番30―103号
債務者　大野　照恵
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８６１号
大阪府枚方市禁野本町１丁目８番71号
債務者　田中　鉄浩
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９５６号
大阪市東淀川区井高野１丁目４番２―708号
債務者　山室　和稔
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９５７号
大阪市東淀川区井高野１丁目４番２―708号
債務者　山室　千秋
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０８９号
大阪市住吉区東粉浜３丁目18番14号　トミー六番館　203号
債務者　藤岡　玲子
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０９１号
大阪市鶴見区今津北２丁目９番５号
債務者　長崎　利恵
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１１５号
大阪市平野区平野北２丁目２番19号　502
債務者　日置　雅明
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１２４号
大阪市西成区天下茶屋北２丁目７番５号　じきょう
債務者　川勝　浩一
１　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部